

番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	分科会の提言方針
1	防災拠点施設などの機能確保のための見直し	庁舎、警察、病院など防災拠点施設や避難所が建物・設備の損傷により使用不能となり、震災への応急対応能力が喪失したことから、これらの施設の耐震性確保が重要ではないか。	防災拠点施設、避難所について機能を含めより一層の耐震化を図るべきである。 特に公共施設である防災拠点施設等については、極力耐震化工事のみとするなどによりその費用を抑えることで実施棟数を増やすなど、耐震性の早期確保により一層取り組むべきである。 避難所となる県有施設については、周辺の他の避難所の耐震化状況を踏まえた検証を行うなど、県有施設の耐震化の優先順位の再検証を行うべきである。	県有施設について、施設の重要度と危険度を考慮し段階的に建物の耐震化を実施中。(H27完了予定、残り50棟。)	・庁舎や警察などの防災拠点施設や避難所の耐震性の早期確保 ・防災拠点施設や避難所の耐震化優先順位の見直し (1)重要度や倒壊危険度を考慮した見直し (2)地域での避難所の耐震化状況を考慮した見直し ・防災拠点施設について、設備などの機能を維持するための取組みの実施
		防災拠点施設や避難所に至る道路において、沿道建物の倒壊などがれきの散乱により通行に支障をきたしたことから、沿道建築物の耐震化促進を図るべきではないか。	震災時に防災拠点施設等への経路確保のため、緊急輸送路沿道建築物についても耐震性が確保されるよう建物所有者に働きかけるなどの取組みをすべきである。	耐震改修促進法により緊急輸送路沿道建築物として指定される特定建築物について、台帳を整備し継続的な耐震化状況の調査及び指導・助言を実施中。 緊急輸送道路沿道建築物として指定される特定建築物について補助を実施中【H18～ 実績なし】	・緊急輸送路沿道の特定建築物への取組みの強化 (1)耐震化支援策の更なる周知と指導・助言の強化 (2)耐震化の状況を踏まえた公表手法の検討
2	建築物の耐震化のための耐震改修促進策の強化	現行の耐震基準に適合する建築物では、揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでの震災経験を生かした建築物の地震対策が効果を見せていると考えられる。 しかしながら、県内の耐震化の進捗状況は芳しくない*ことから、普及啓発や耐震化補助制度の拡充などより一層の耐震化促進に向けた取組みが重要ではないか。 ※H20推計値:71%	耐震診断や耐震補強の普及啓発について被害状況や被害予測の紹介などを含めた内容の充実、戸別訪問や幅広い年代への教育、継続した広報など取組み手法の見直しを検討すべきである。	・県、市町村、建築関係団体と連携して以下の事業を実施中 ①住宅密集地などを対象としたローラー作戦(戸別訪問)による普及啓発 【H21:モデル的に実施、H22:42市町村で実施(訪問総数4,732件)】 ②新聞広告、テレビ、ラジオやホームページなど様々な広報媒体により継続的な耐震化周知 ③出前講座(年平均5件、H16～) ・市町村耐震改修促進計画の作成指導などによる、市町村施策への指導、助言を実施中	・耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し (1)地域特性を考慮した普及啓発の重点地区の選定(住宅密集地や緊急輸送路沿い) (2)幅広い世代への普及啓発の実施(防災教育との連携など) (3)効率的な普及啓発に向けた、県と市町村の役割の明確化と連携の強化
		不特定多数の利用があり耐震化が遅れている民間特定建築物に対する取組みの強化が必要ではないか。	県民の地震対策に対する関心は高まっていることから、この機を逃さずに建築物の耐震化につなげることが重要である。 耐震化に係る経済的負担軽減のための補助制度については、県民の要望に対し予算不足とならないよう柔軟に対応するとともに、補助要件の緩和など制度の在り方についても検討すべきである。	・県、市町村、建築関係団体と連携して以下の事業を実施中 ①木造住宅の無料耐震診断 【H14～ 累計6,984件 H20:1486件、H21:1433件、H22:1540件】 ②木造住宅耐震補強工事に対する補助 【H16～ 累計584戸 H20:57件、H21:142件、H22:192件】 【最新の補助件数状況】 ●耐震診断 H23.6.1現在 484件(昨年同時期の約1.7倍) ●耐震補強 H23.6.1現在 190件(申込相談案件数(H22とほぼ同数))	・木造住宅の耐震診断や耐震補強について、県民要望に対する的確な予算対応 ・木造住宅耐震補強工事費補助について、地域特性や診断結果を考慮した補助要件などの見直し
		不特定多数の利用があり耐震化が遅れている民間特定建築物に対する取組みの強化が必要ではないか。	不特定多数の県民が利用する民間特定建築物の耐震化促進について、県民の生命に大きくかかわるものであることから、耐震化の状況の適切な把握及び耐震化に向けた指導・助言等を行い、指示に従わないものに対しては必要に応じその状況を公表することも検討すべきである。	・現計画に位置付けている指導等に従い、民間特定建築物について台帳を整備し継続的な耐震化状況の調査及び指導・助言を実施中。 ・特定建築物の耐震改修に対する補助を実施中【H18～ 累計1件】	・不特定多数が利用する特定建築物への取組みの強化 (1)耐震化支援策の更なる周知と指導・助言の強化 (2)耐震化の状況を踏まえた公表手法の検討
3	造成地の地滑りや液状化などの宅地被害への対応	宅地に関する被害として液状化や造成地での地滑り被害が広範囲に発生し、建物の損傷が軽微でも使用できなくなった建物が多くあったことから、宅地被害防止に向けた取組みが必要ではないか。	液状化の発生の恐れや古い造成宅地の盛土部分の地滑り被害など、液状化及び盛土造成地の地震被害の可能性について、実際の被害状況や液状化危険度マップを有効に活用するなどにより、より広く県民に周知すべきである。	液状化危険度予測の公表(危機管理部門 岐阜県東海地震等被害想定調査(平成15年7月公表) インターネットでの公表、データの各種広報への活用)	・液状化が引き起こす宅地被害について、発生予測データなどを活用したきめ細やかな周知
4	県民の「命」を守るための多様な取組みの推進	地震による被害軽減のためには住宅の耐震化目標(平成27年 耐震化率:90%)へ向けた取組みが重要ではあるが、耐震化率とは別に命を守ることに主眼を置いた簡易補強などを考慮した取組みについても検討してはどうか。	現在の目標に設定している耐震化率*1という視点とは別に、災害発生に対する最低限の目標性能水準を設定すべきではないか。 この目標性能水準の設定においては「命を守る」を主眼に、耐震シェルター、部分補強や簡易補強なども含め将来的な耐震化を前提として検討すべきである。 ※1(昭和56年6月1日以降に建設されたもの+耐震診断により耐震性が確認されたもの+耐震改修・建替えにより耐震化したもの/総数)	・木造住宅における簡易補強への補助を実施(H21から) (補助の条件:①～④のいずれかに該当し家具転倒防止対策を同時実施するもの。①昭和45年以前着工②高齢者のみ世帯③障がい者同居世帯④多雪区域内) (簡易補強とは) 国土交通大臣の定めによる耐震診断方法により、評点0.7未満であるものを0.7以上とし、かつ0.3以上あげる補強工事。(評点1.0で「一応倒壊しない」と評価されるもの)	・木造住宅の簡易的な補強について、岐阜県耐震改修促進計画への位置付けと、活用に向けた積極的な取組み ・県民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、県民の命を守る視点からの建築物に関する新たな防災手法の検討